

今回の募集
「新1年生前倒し給付」
「家計急変支援」

令和7年度「高校生等奨学給付金」申請のお知らせ

※通常募集は7月頃を予定しています。

県外学校とは、宮城県外に設置されている高等学校等をいいます。広域通信制高校の場合、宮城県内に設置されているキャンパス、サテライト校、相談センターなどで面接指導等を受けていたとしても、学校認可されている本校が宮城県以外の都道府県である場合は、県外高校となります。

宮城県教育委員会では、低所得世帯の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、下記の要件を満たす高等学校等（高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程等（特別支援学校高等部を除く。））及び高等学校専攻科の生徒の保護者等に対し、返済不要の『高校生等奨学給付金』を支給します。

今回は、特に負担の大きい入学時の費用の支援を受けることができるよう、新1年生を対象に4月～6月分に相当する額の前倒し給付（希望者のみ。残りの分（7月～3月）の給付を受けるためには改めて7月頃の通常募集の申請が必要です。一度の申請で年額の一括給付を希望する場合は、7月頃の通常募集で申請してください。）を行います。また、保護者の失職（自己の責めに帰することのできない理由による離職）等や収入激減など家計急変世帯への給付も行います。

支給を受けるための要件

【新入生前倒し給付】

- 基準日：令和7年4月1日に、次の要件を全て満たすこと。
 - ・ 保護者等が宮城県内に住所を有している。
 - ・ 保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が以下の世帯。
 - 高等学校等の生徒の場合、非課税の世帯（生業扶助受給世帯を含む）。
 - 高等学校等専攻科の生徒の場合、非課税の世帯（生業扶助世帯は含まない）、105,500 円未満の世帯、264,500 円であり扶養する子が3人以上いる世帯。
 - ・ 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した生徒で、基準日に在学している。
 - ・ 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない。

【家計急変支援】

- 基準日：令和7年7月1日までに家計急変した場合は7月1日、7月2日以降に家計急変した場合は家計急変の発生した月の翌月（家計急変の発生した日が月の初日である場合は、家計急変の発生した月）の1日に次の要件を全て満たすこと。
 - ・ 保護者等が宮城県内に住所を有している。
 - ・ 家計急変による保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が以下の世帯。
 - 高等学校等の生徒の場合、非課税世帯に相当すると認められる世帯（生業扶助受給世帯は対象外）。
 - 高等学校等専攻科の生徒の場合、非課税、105,500 円未満、264,500 円未満（扶養する子が3人以上）に相当すると認められる世帯。
 - ・ 高等学校等専攻科の生徒の場合、家計急変により
 - ・ 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した生徒で、基準日に在学している。
 - ・ 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない。

支給額（対象生徒一人当たりの年額）

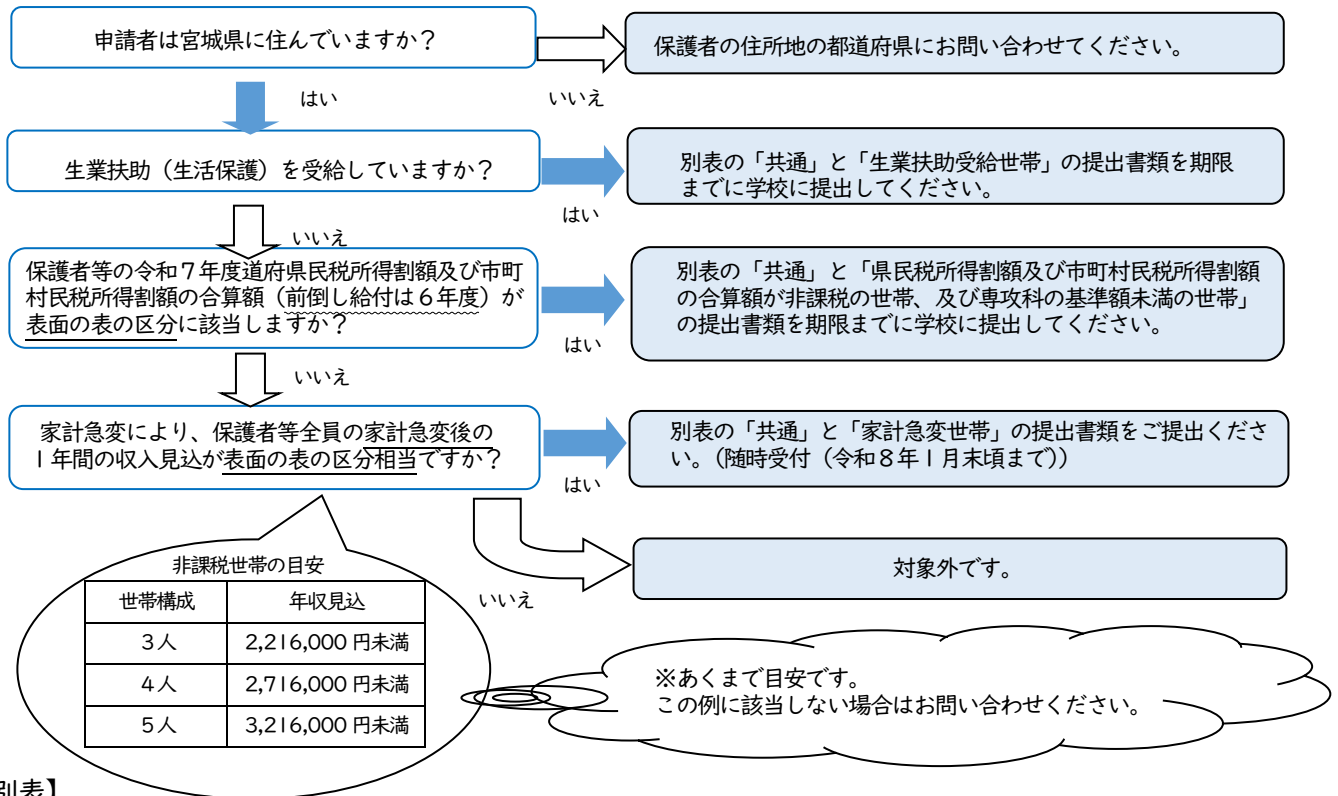
区 分		通信制以外 (全日制・定時制等)	通信制	専攻科
生業扶助（生活保護）受給世帯		32,300 円		
保護者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額	非課税世帯 (生業扶助受給世帯を除く)	143,700 円	50,500 円	50,500 円
	105,500 円未満の世帯			10,100 円
	264,500 円未満で扶養する子が3人以上の世帯			10,100 円

※新入生の前倒し給付は、上記の区分に応じた「年額×1/4」を支給

※家計急変世帯について

- ・ 令和7年7月1日までに家計急変し、期日までに申請した場合は年額支給
- ・ 令和7年7月2日以降に家計が急変したことによる申請の場合は表の区分に応じた額について、家計が急変した翌月以降の月数に応じて算定した額（1円未満の端数切捨）

対象・必要書類確認チャート



【別表】

世帯区分	提出書類等
共通（全員）	(1) 高校生等奨学給付金受給申請書 (2) 口座振込依頼書（申請者本人の口座で、通帳の表紙のコピーを添付） (3) 在学証明書
生業扶助受給世帯	(4) 基準日現在、生業扶助の措置状況が確認できる書類（写しも可）
県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が非課税の世帯、及び専攻科の基準額未満の世帯	(5) 保護者等（父母等）の令和6年度の課税（非課税）証明書等（写しも可） ※無職無収入の専業主婦等の方も非課税であることの証明書の写しが必要 (6) 「扶養する子が3人以上の世帯」の場合は、保護者等の個人番号カードの写し等又は市町村民税における扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等
家計急変世帯	(7) 保護者等全員の家計急変の発生事由を証明する書類 ※離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出など ※保護者等の一方が無職無収入の方は非課税であることの証明書の写し等を提出してください。 (8) 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類 ※（家計急変前）課税証明書の写し等 （家計急変後）会社作成の給与見込（家計急変後1年分）、直近3か月の給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書類など (9) その他必要な書類（個別に依頼することがあります）

提出期限

令和7年7月9日（水） ※家計急変は、提出期限後も随時受け付けます。

支給方法

審査により支給が決定され次第、指定口座に振込みます。

その他

事実と異なる内容の申請により支給された場合は、即時返還と違約金が課せられます。

問合せ先

【宮城県教育庁高校財務・就学支援室就学支援班】

電話：022-211-3711 メール：ko-shien@pref.miyagi.lg.jp 住所：宮城県仙台市青葉区本町 3-8-1

申請書類は当室で配布しています。また、以下ホームページからダウンロードすることもできます。

<https://www.pref.miyagi.jp/site/sub-jigyuu/2022syougakukyufu.html>